

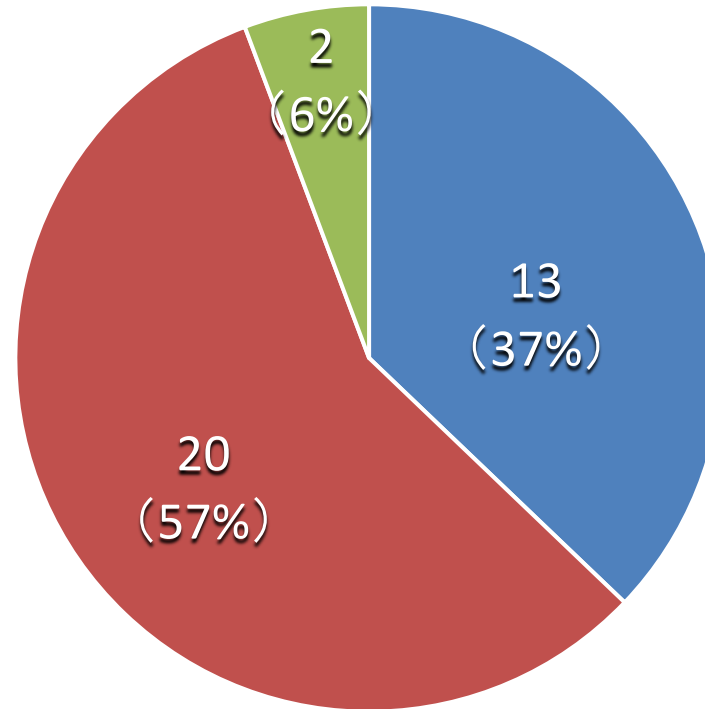
法科大学院へのアンケート結果

集計対象 : 分野別認証評価を受審する法科大学院 (35校)
調査期間 : 令和7年7月29日～令和7年8月26日

-
1. 分野別認証評価の有益性について
 2. 分野別認証評価機関を選択する観点について
 3. 評価結果の活用方法について
 4. 評価結果を踏まえ対応した事項について
 5. 分野別認証評価に関する課題について
 6. 今後も必要だと考える評価項目について
 7. 不要だと考える評価項目について
 8. 評価結果を踏まえた優遇策や指導方策について
-

1-1. 分野別認証評価の有益性について

現状の分野別認証評価が貴学の改革・改善に有益であると感じますか。



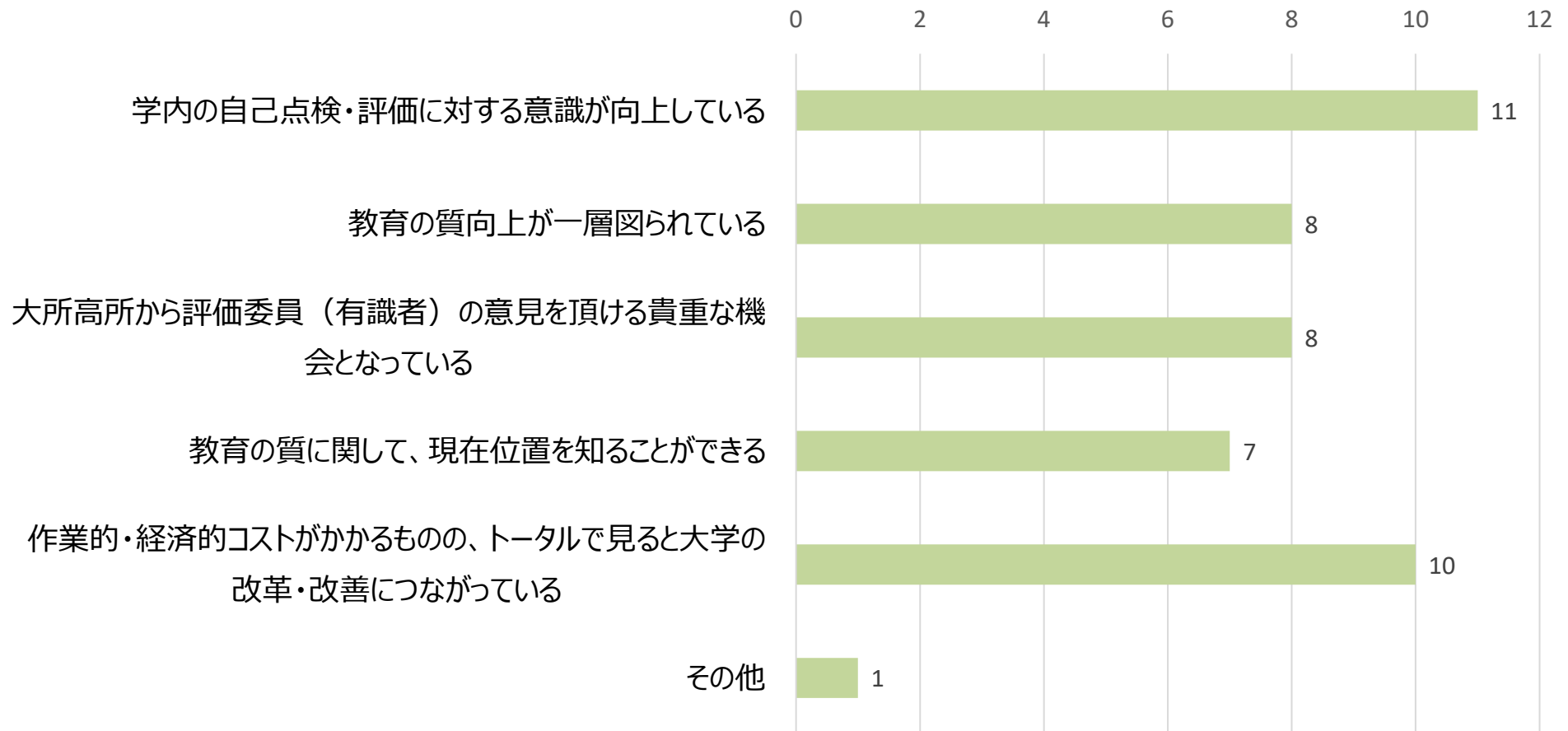
■ 有益である

■ どちらとも言えない（「一定の有益性はあるものの、作業的なコスト等が過多であるため、トータルで見ると有益とはいえない」等を含む。）

■ 有益ではない

1-2. 分野別認証評価の有益性について

どのような点が有益だと感じていますか。(1-1.で「有益である」と回答した場合、複数選択可)

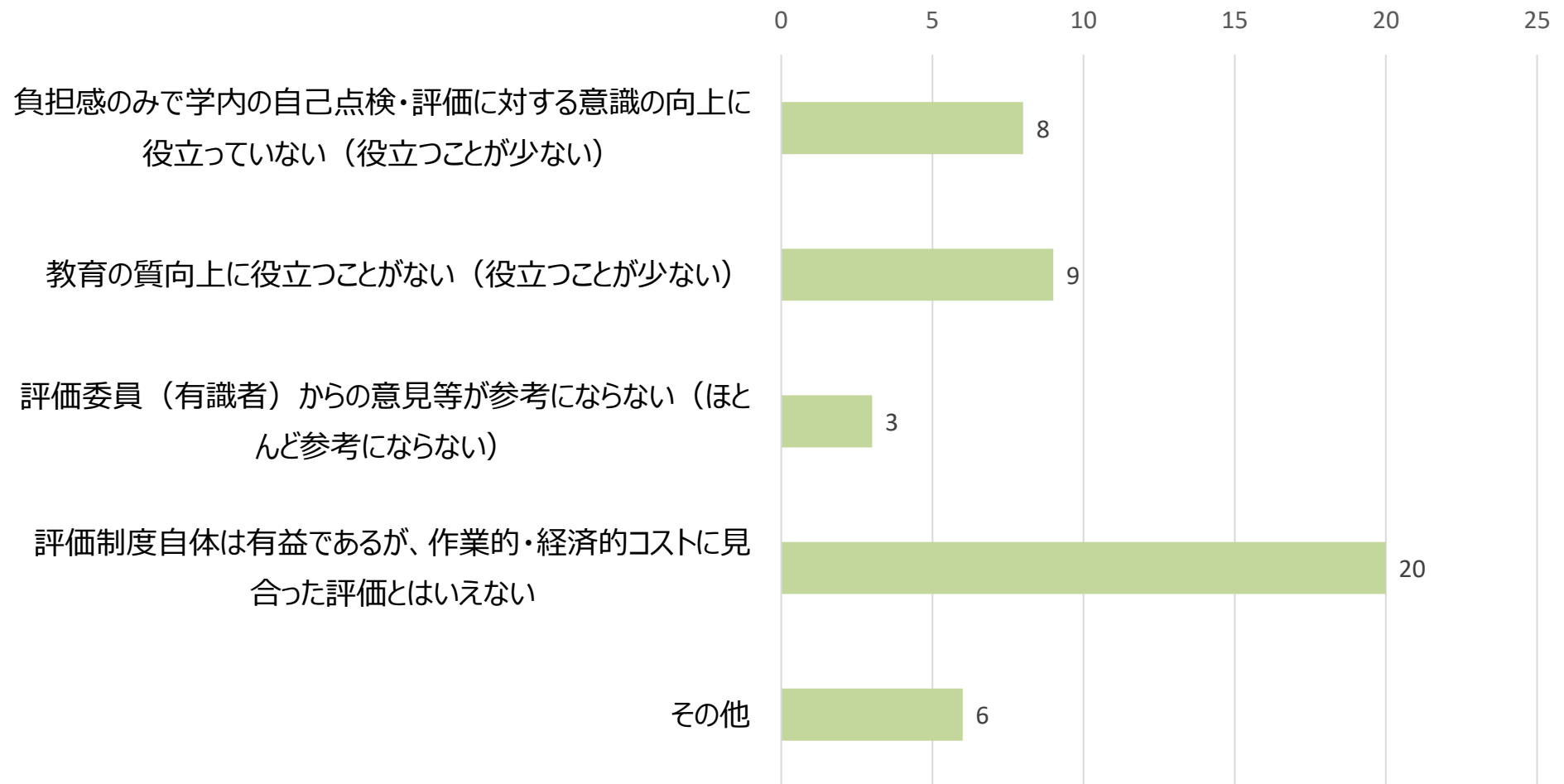


■ その他の内容

○学内の反対意見に対して、一定の方針を執行する理由となる。

1-3. 分野別認証評価の有益性について

どのような点が有益ではない(どちらとも言えない)と感じていますか。
(1-1.で「どちらとも言えない」または「有益ではない」と回答した場合、複数選択可)



1-3. 分野別認証評価の有益性について（続き）

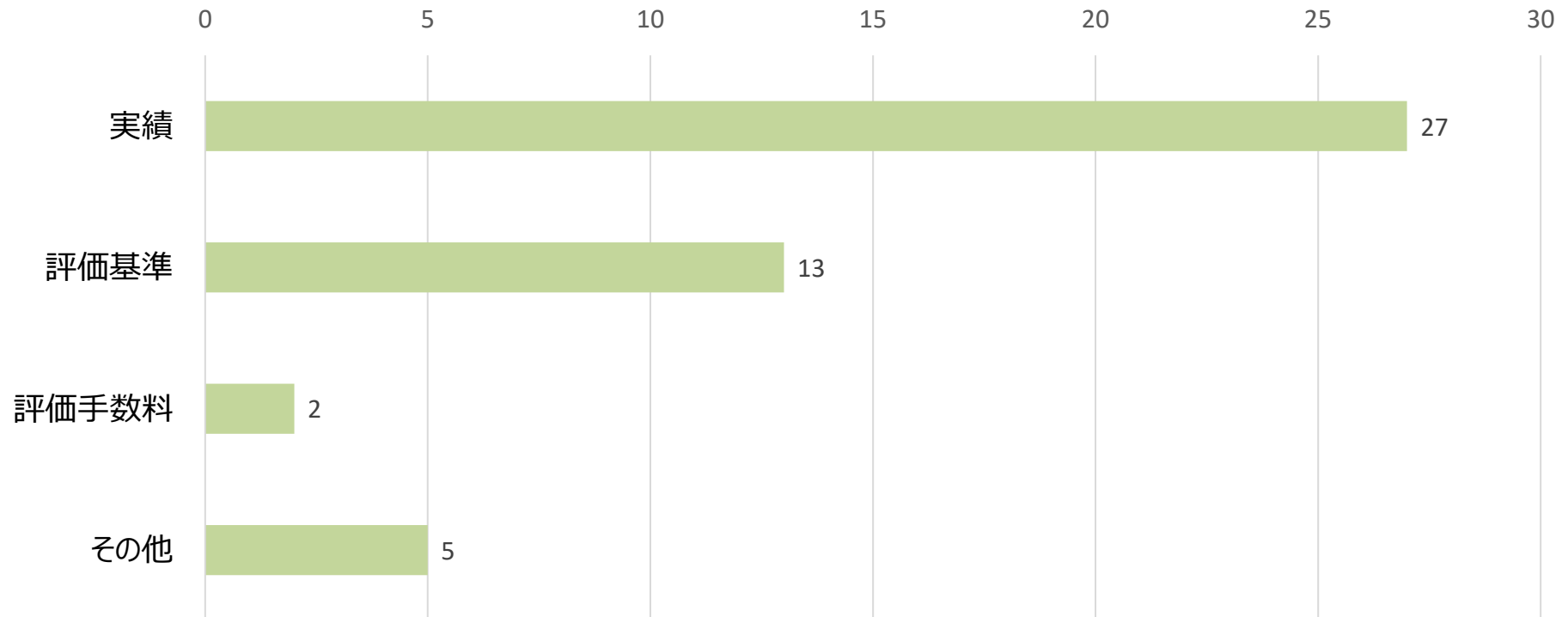
どのような点が有益ではない（どちらとも言えない）と感じていますか。
（1-1.で「どちらとも言えない」または「有益ではない」と回答した場合必須、複数選択可）

■ その他の内容（抜粋）

- 現地調査の際、評価委員の個人的な見解を前面に出して評価項目を実質的に追加することがある。評価である以上、委員の個性が反映されるのはやむを得ないところではあるが、評価項目については大学間で差異が生じないようにする必要がある。
- 評価者とのコミュニケーションが拒まれる上、一方的な評価を受け容れざるを得ないことに対するストレスが大きい。
- 評価のための資料を教員全員で作成するわけにもいかず、一部の教員のみにも過重な負担がかかっている。そのためか、教員全体の意識の向上に全くつながっていない。
- 自己点検評価書を基盤とする現行の評価構造については、形式主義に陥る傾向が内在しているとの指摘があり得る。具体的には、以下の点が認められる。
 - ・記述の表現力や叙述の巧拙によって、評価が左右される傾向がある。
 - ・記述の分量や定型的な記載によって、実質的な検証が十分に行われにくい状況が見受けられる。
 - ・評価結果が一般論的・抽象的にとどまる場合が多く、次の段階に資する具体的な改善策の提示が必ずしも容易ではない。
- 機関別認証評価と法科大学院認証評価とで評価基準の考え方が異なる場合、特に全学的な対応が必要な事項について、学内の理解・協力が得られ難く対応に苦慮する。

2. 分野別認証評価機関を選択する観点について

分野別認証評価機関をどのような観点で選択していますか。（複数選択可）

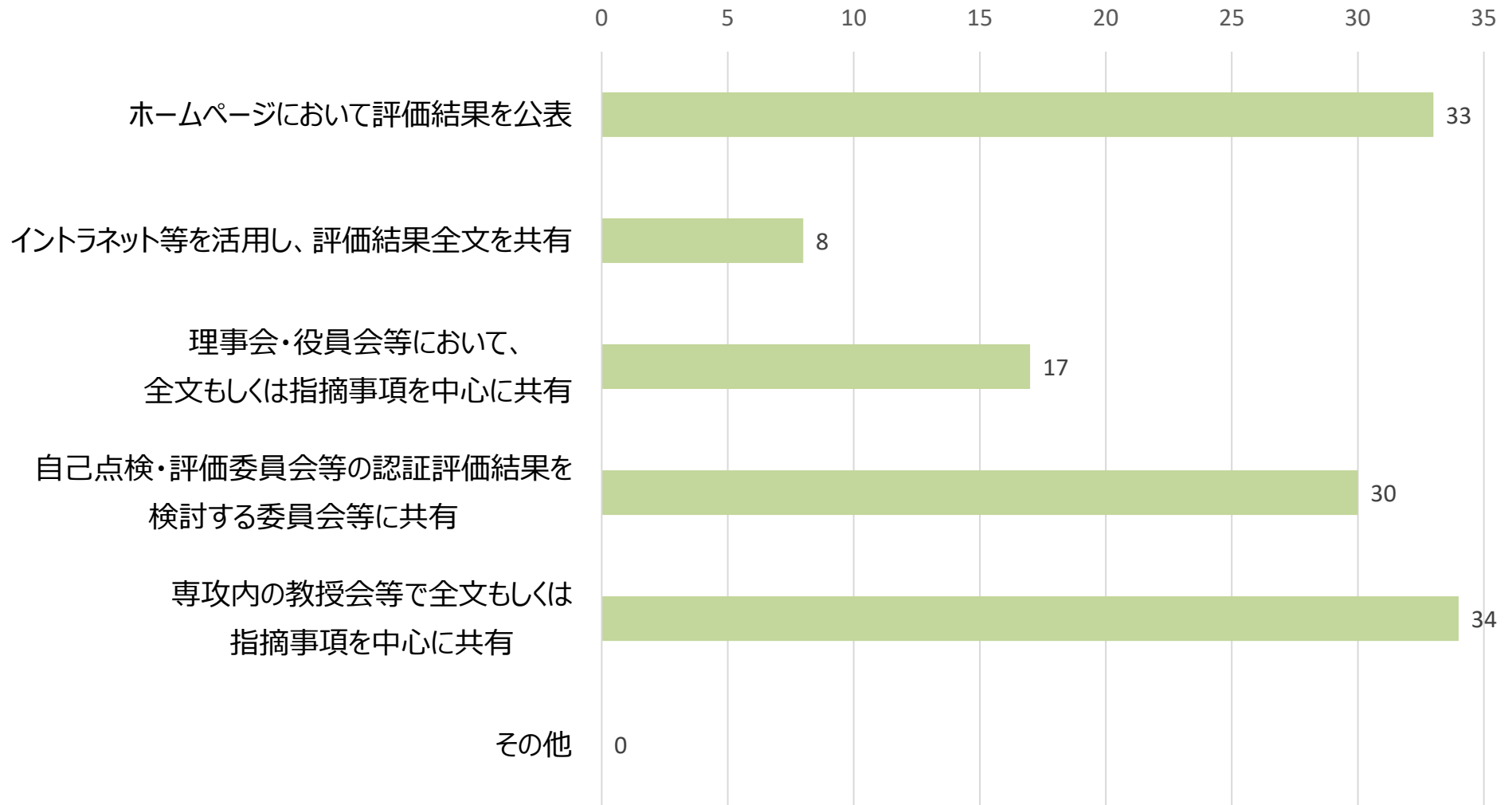


■ その他の内容

- 過去に評価を依頼した機関など、継続性の観点（4大学）
- 機関別評価機関と同一機関

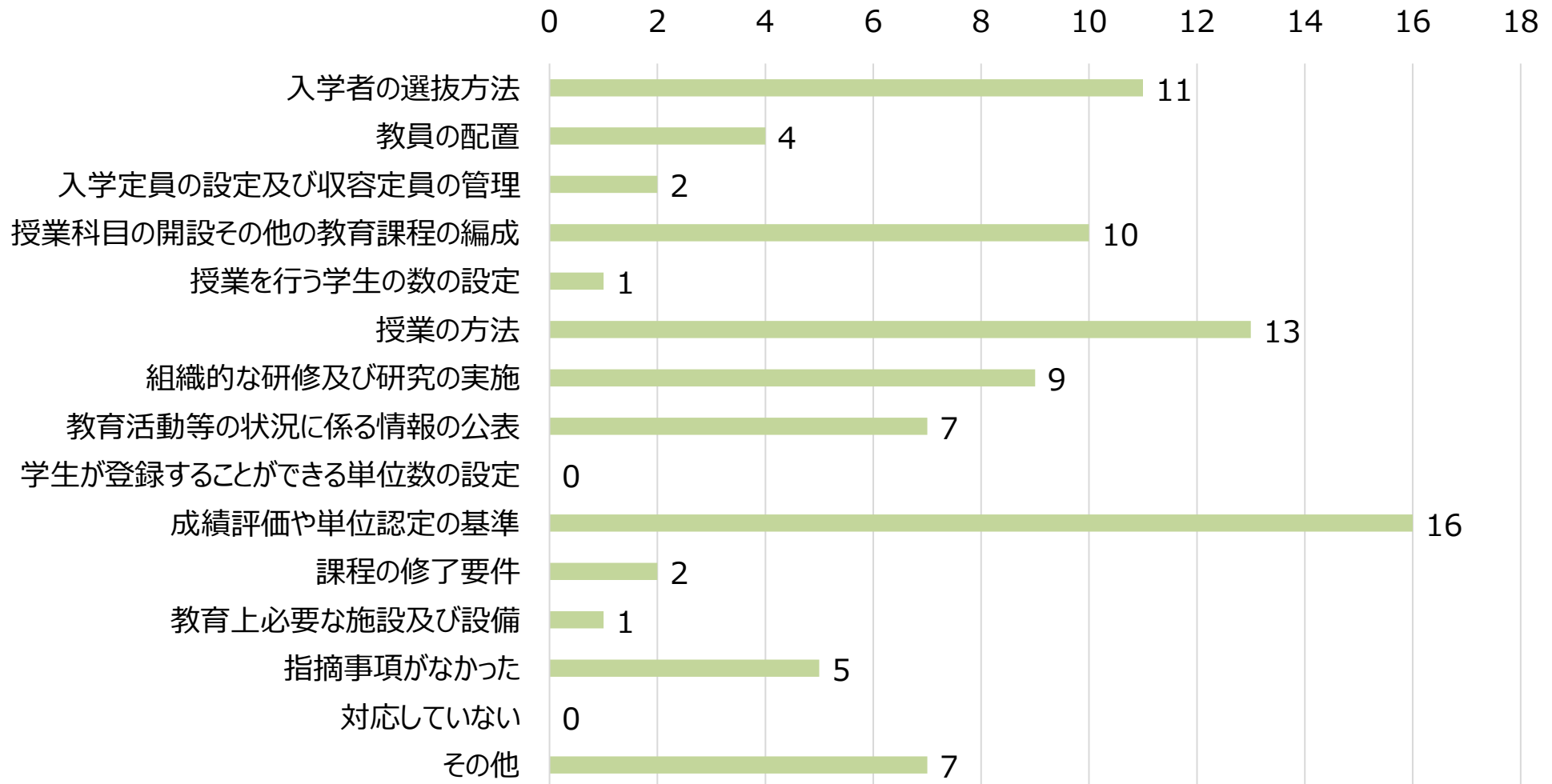
3. 評価結果の活用方法について

直近の分野別認証評価結果（指摘事項含む）をどのように活用しましたか。（複数選択可）



4. 評価結果を踏まえ対応した事項について

直近の分野別認証評価結果（指摘事項）を踏まえ、対応した事項について教えてください。
（複数選択可）



4. 評価結果を踏まえ対応した事項について（続き）

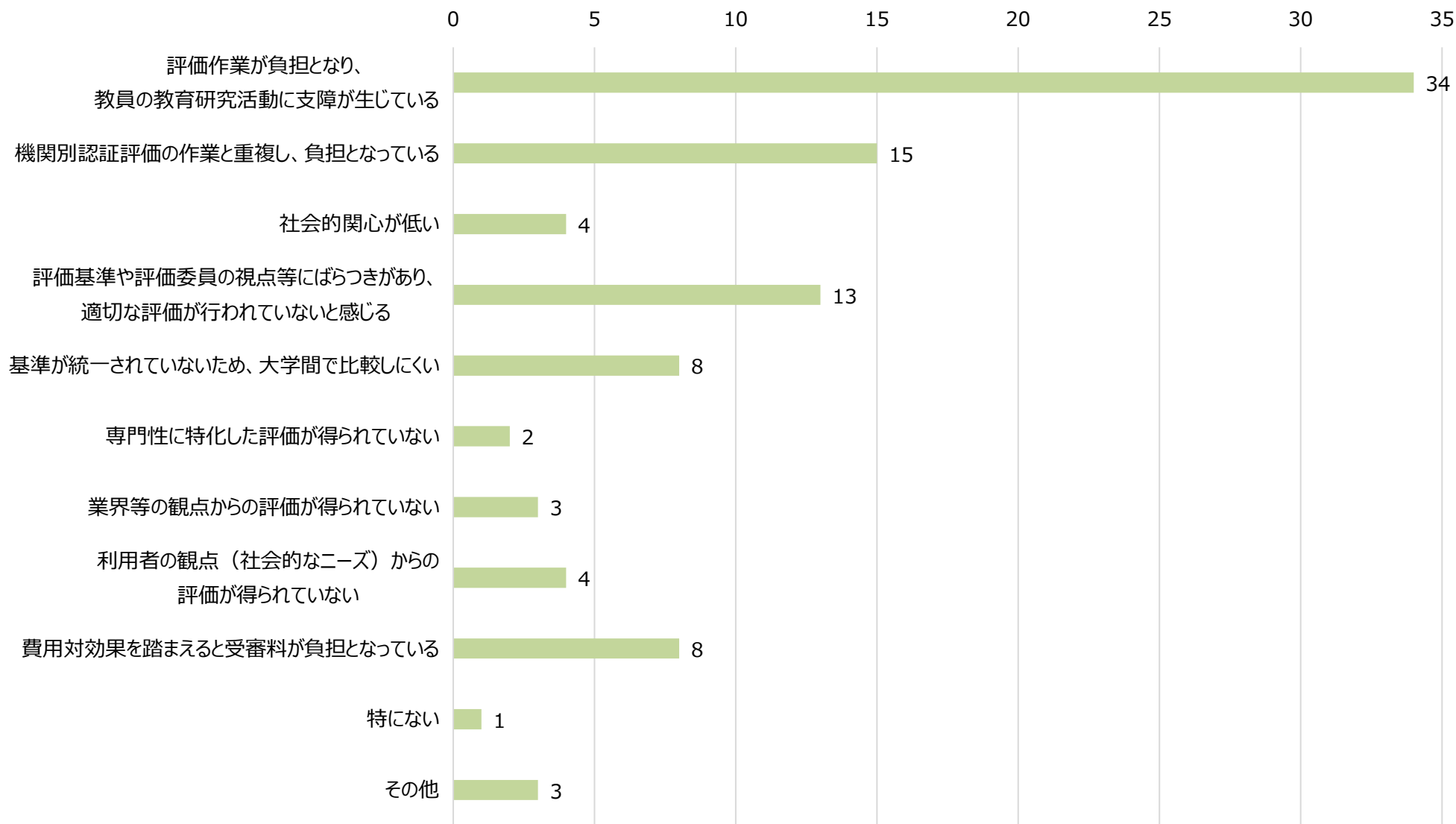
直近の分野別認証評価結果（指摘事項）を踏まえ、対応した事項について教えてください。
（複数選択可）

■ その他の内容

- 「成績評価等に関する申し合わせ」を改正した。これにより試験以外の考慮要素についても留意して、客観的かつ厳格な成績評価を行うことをより一層徹底した。またその点を、事後的にも確認した
- 学位授与方針の明確化
- 進級基準の一部変更
- 各種規程類の整備
- 認証評価結果を踏まえ、問題意識を共有し、必要に応じて意見交換を行った
- 在学中受験のための要件緩和
- 実際に実施されている1回当たりの授業時間及び授業回数が、当該規則における規定内容と整合していない旨の指摘を踏まえ、授業の実態に即して規定内容を改正した

5. 分野別認証評価に関する課題について

現状の分野別認証評価において課題であると感じる事項について教えてください。（複数選択可）



5. 分野別認証評価に関する課題について（続き）

現状の分野別認証評価において課題であると感じる事項について教えてください。（複数選択可）

■ その他の内容（抜粋）

- 専門職大学院設置基準においては、一の授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすることが基本とされているが、参加学生数の規模が大きくても、各科目の特性等に応じて、十分な教育成果があると判断できる場合もあると思われるので、当該基準の見直しも含め、より柔軟な授業形態・方法の評価のあり方について検討いただきたい。
- 過去に指摘されていなかったことを突然指摘された。
- 機関別認証評価との基準の整合性。

6. 今後も必要だと考える評価項目について

法科大学院の質保証に当たり、今後も必要だと考える評価項目があれば教えてください。
可能であれば、その理由も教えてください。【自由記述】

(回答抜粋)

- 「**認定法曹養成連携協定において連携法科大学院が行うこととされている事項の実施状況**」については、法曹コースとの連携が制度の柱となっているため、その実効性を評価していくことは重要。
- 教育内容・方法等に関する実質的かつ重点的な評価項目**については、法科大学院を設置する意義や社会的評価の指標となるものであるため、今後も必要であると考えます。
- 既存の評価項目自体は、質保証のために今後も必要だと考えられる。しかし、作業的なコストや事務的な負担は無視できないところであり、これらを軽減するための方策を講じる必要がある。例えば、**評価項目を統合・簡略化**すること、**根拠資料・データを最低限のもの**にすること、機関別認証評価の受審を免除すること、等が考えられるのではないかと。
- 教育内容・方法とその水準の適正**（質保証にとって基本的な項目であるから）。
- 社会人学生を多数受け入れるとともに、未修者教育にも力を入れており(実際にそのような学生が優秀な成績を修めて在学中に司法試験に合格するなどしている。),「社会人や他学部出身者など多様なバックグラウンドを有する有為な人材に法曹を目指す環境を提供するとともに、質の高い未修者教育を実現する」という法科大学院を中核とする法曹養成制度改革の趣旨に沿った取り組みをしている。そのような取り組みが正当に評価されるようにしてほしい。少なくとも、**司法試験合格者数や合格率が平均を下回ったからといって直ちに低い評価となるような運用はしない**でほしい。

7. 不要だと考える評価項目について

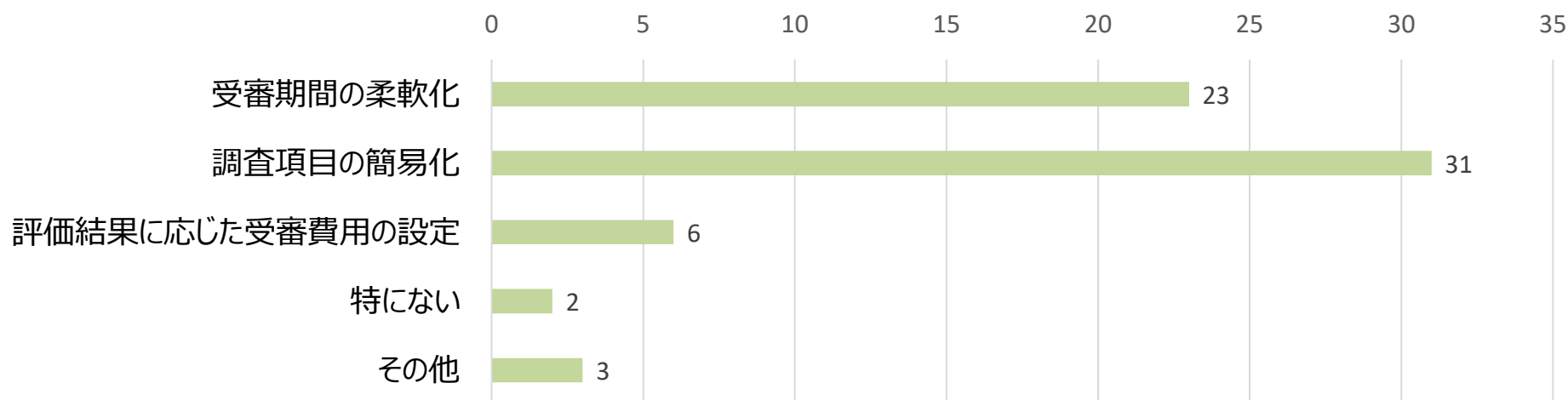
法科大学院の質保証に当たり、不要だと考える評価項目があれば教えてください。可能であれば、その理由も教えてください。【自由記述】

(回答抜粋)

- 教育の内容のうち、その意義や実効性が明らかではない「**授業の人数**」などの形式的なもの。
- 学生の多様な在り方を排除し、事情（家族のケアラーである、在学中に出産した、等）がありつつも勉学しようという意欲のある学生を不利益に扱うことを意味こととなるような、**標準年限修了率や原級留置率等を数値のみで判断する項目**。
- 評価者による法令の理解・解釈が、評価の現場に大きな影響を与えている。各評価者による法令の理解・解釈は、事前打ち合わせ等でなければ明らかにならないことが多く、評価者による解釈に違いも見られ、また、評価者・被評価者という関係上、評価者による解釈への異論が実質的に許されないという構造もあり、現場の混乱や負担感の原因になっているような**評価者による解釈の余地が大きい項目**。
- 教員の授業担当単位数の制限（数値による判断では実質的負担を計量できないから）
- 概括的抽象的で評価委員の裁量の幅が過大であり統一方針が不明である。
- 大まかな枠組みが整備されておりかつ成果も上がっている事項について、さらに**詳細な規程の作成を形式的に求めることとなる項目全般**。
- 大学全体の認証評価との重複がある**ので、より厳格になされている法科大学院の認証評価に一本化し、大学全体の認証評価においては法科大学院は対象外とすることを明確にする必要がある。これがなされていないため、大学本部から、法科大学院の認証評価基準に抵触するのではないかと思われる依頼を受けることがある。
- 重複感のある項目**に関する整理統合

8. 評価結果を踏まえた優遇策や指導方策について

令和2年中教審事務連絡(「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性について」(令和2年6月17日))においては、優れた評価を受けた法科大学院に対する措置や課題があると評価された法科大学院に応じて、メリハリある措置を行うことについて指摘されていました。優れた評価を受けた場合・課題があるとの評価を受けた場合の優遇策や指導方策等について要望があれば教えてください。(複数選択可)



■ その他の内容

- 良好な評価を得た場合は、次回までの期間延長（例：7～10年）を希望。
- 法科大学院設立から20年を経たなか、重要とされてきた評価項目（研究者と実務家教員との協同・理論と実務の架橋等）を強調しすぎることがないように、各大学の教育内容の取り組みに一定の裁量を認めて頂きたい。
- 直近の認証評価でB評価以上の評価を受けた項目は簡易な審査、C以下の評価を受けた項目は通常の審査を行うなど、評価項目ごとにメリハリある措置が行われることが望ましい。